令和３年　東川町議会　第６回臨時会　会議録

１．招集年月日　　令和３年８月 27 日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　会　　令和３年８月 27 日　　午前９時 30 分
４．閉　　会　　令和３年８月 27 日　　午前 10 時 49 分
５．会　　期　　１日間
６．応 招 議 員

１番　杉　本　岳　大	２番　山　家　祥　幸
３番　飯　塚　達　央	４番　薦　田　敏　次
５番　能　登　暢　吉	６番　畑　中　雅　晴
７番　藤　倉　智恵子	８番　安　原　芳　博
９番　正　満　正　義	10 番　鈴　木　哉　美
11 番　鶴　間　松　彦	12 番　高　橋　昭　典

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第 121 条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町　　長	松　岡　市　郎	企画総務課長	窪　田　昭　仁
副　町　長	平　田　章　洋	産業振興課長	菊　地　　伸
副　町　長	市　川　直　樹	都市建設課長	矢ノ目　俊　之
教　育　長	杉　山　昌　次		

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　書記　畑山　美里　　書記　柳澤　奨一郎
12．町長提出議案の題目
議案第１号　令和３年度東川町一般会計補正予算（第５号）について
議案第２号　西３号道路改良事業　工事請負契約について
議案第３号　西９号道路改良事業　工事請負契約について
議案第４号　ＫＡＧＵの家１・２号棟　工事請負契約について
議案第５号　ＫＡＧＵの家３・４号棟　工事請負契約について
報告第１号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）
13．議員提出議案の題目
な　し
14．議　事　日　程
議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
15．会議録署名議員
議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。
３番　飯塚達央議員、４番　薦田敏次議員。

○開　　会

議長（高橋昭典君）

ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。

よって、令和３年東川町議会第６回臨時会は成立しますので、開会します。

これより直ちに本日の会議を開きます。

○招集者挨拶

議長（高橋昭典君）

町長より本臨時会招集の挨拶があります。

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

（登壇）

皆さん、おはようございます。

今日は、第６回目となりますが、東川町議会の臨時会、招集させていただきましたところ、全員の議員の皆様方のご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいま議長さんからお話がございましたように、明るいニュースもありますけれども、反面、まだ収束をしない暗いニュースもある訳でございまして、コロナの感染でありますが、一向に収束の気配を見せないというところは非常に残念でございます。

北海道区域においても、特定措置区域に本日から９月12日までの間、指定を受ける。本町においては一般措置区域ということでありまして、規制の方はより緩和された内容となっておりますけれども、しかし、万全を期していかなければいけないと考えております。

最近のニュースを見ておりますと、若い世代への感染が拡大しているということでございまして、想像の域しかありませんけれども、ワクチン接種が行き届いてないというところも要因の一つになっているのかなというふうには思っておりますが、本町におきましては、おかげさまで多くの皆様方のご協力をいただき、また、ご理解をいただき、接種がほぼ希望する方々については終了の見込みとなっている訳でございます。

後程の全員協議会の中でもお知らせをするということになりますが、傾向としましては、50歳以上の高齢者の方々の接種率が極めて高い。以下、10歳刻みで資料がございますけれども、年齢が下がることによってどんどんと低くなっていくというような傾向になっている訳でございますし、本町においては12歳以上から16歳未満の方々の受診も始めておりますけれども、対象者が約300人ちょっとおりますが、第１回目の接種を終えた方が43人ということで、14％ぐらいしかないということになっております。

集団接種に対する色々な問題も提起をされておりますし、また、様々な副作用的なことも出るというようなことから接種に及んでいないのではないかというふうに思いますが、希望される方、ご理解いただける方については早急に接種をしていただくようにお願いを申し上げたいと思います。

特に濃厚接触者に当たりますと２週間待機をしなければいけない、働くことができないというような状況もわいて参りますので、是非とも万全を期していただいて、接種希望される方、繰り返しになりますけれども、早急に終えていただければと考えている次第であります。

今日の案件は、議事案件が５件、報告１件でございますが、全会一致

で議決を賜りますようにお願いを申し上げます。
ありがとうございます。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君）　本臨時会の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
議事日程に従い議事を進めます。

○日程第１　会議録署名議員の指名

議長（高橋昭典君）　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、３番　飯塚達央議員、４番　薦田敏次議員を指名します。

○日程第２　会期の決定

議長（高橋昭典君）　日程第２「会期の決定について」を議題とします。
本臨時会は、本日１日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。(「異議なし。」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、会期は、本日１日間に決定いたしました。

○日程第３　諸般の報告

議長（高橋昭典君）　日程第３「諸般の報告」を行います。
町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。
町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　ありません。

議長（高橋昭典君）　議会からの報告事項は、別紙配付のとおりです。
以上で、諸般の報告を終わります。

○日程第４　議案第１号

議長（高橋昭典君）　これより、議案審議に入ります。
日程第４　議案第１号「令和３年度東川町一般会計補正予算（第５号）について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第１号　令和３年度東川町一般会計補正予算(第５号)について、提案理由と補正内容について説明を申し上げます。
１頁をお開き願います。
令和３年度東川町の一般会計補正予算第５号は、次に定めるところによる。
第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 35,000 千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 10,961,293 千円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。
今回の補正は、社会資本整備総合交付金の採択に伴う公営住宅ストック総合改善事業の実施に関するものとなっています。
それでは、最初に歳出から説明いたしますので、８頁、９頁の事項別明細書をご覧ください。
７款　土木費、都市建設費、社会資本整備地域住宅計画事業、西団地ストック総合改善事業は、社会資本整備総合交付金について、内示額以上に国費が配分された事に伴い、令和４年度に予定していた、平成16年度整備のＡ２棟のストック総合改善事業について、本年度に繰り上げて実施するため工事請負費を35,000千円増額するもので、財源は、社会資本整備総合交付金、公営住宅債となります。
続いて、歳入についてご説明いたしますので、６頁、７頁をご覧ください。
15款　国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金、次の、22款　町債、土木債、公営住宅債は、歳出で説明した西団地Ａ２棟のストック総合改善事業にかかる財源として、それぞれ17,500千円を増額いたします。
歳入については以上です。
２頁に戻っていただき、第２表「地方債補正」についてですが、今回変更となる公営住宅整備事業について、それぞれ限度額を増額変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。
なお、補正予算書の最終頁には、地方債に関する調書を付けていますので、後程ご覧をいただきたいと思います。
以上が、議案第１号　令和３年度東川町一般会計補正予算（第５号）の説明であります。
ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、歳入・歳出一括して質疑に入ります。(「質疑なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。
次に、地方債補正の質疑に入ります。(「質疑なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。(「討論なし。」の声あり)
討論なしと認めます。
議案第１号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし。」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第１号「令和３年度東川町一般会計補正予算（第５号）について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第５　議案第２号

議長（高橋昭典君）　日程第５　議案第２号「西３号道路改良事業工事請負契約について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。

都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）

（登壇）

ただいま議題提案となりました、議案第２号　西３号道路改良工事請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

令和３年８月 20 日、地方自治法施行令第 167 条及び、東川町財務規則第 133 条の規定に基づき、指名競争入札に付した西３号道路改良工事について、それぞれ下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、議案第２号　西３号道路改良工事請負契約についてであります。

契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和３年８月 20 日、役場大会議室において午前 10 時 10 分から、株式会社小岩組、高橋建設株式会社、花本建設株式会社、株式会社藤田組、株式会社ベスト、以上、５社による指名競争入札を行いました。

入札は、第１回目の入札価格 44,900 千円に、消費税相当額 100 分の 10 を加算した価格 49,390 千円で、株式会社藤田組が落札いたしました。

落札率は 96.49％です。

従いまして、契約の金額は 49,390 千円で、契約の相手方は東川町北町７丁目１番３号　株式会社藤田組　取締役社長　藤田裕司であります。

次に、工事概要についてご説明申し上げます。

お手元の第６回臨時会資料の１頁を併せてご覧ください。

平面図上の赤い部分となる西３号北２線側から北３線に向かう道路改良延長 246.6ｍです。

道路の構成としましては、左上にあります土工定規図の通りで、車道幅員 5.5ｍに路肩両端で 1.5ｍを合わせた 7.0ｍ、歩道幅員は 2.0ｍとなっております。

全区間車道拡幅に伴う路盤拡幅部分は凍上抑制層 60 ㎝、下層路盤 20 ㎝で 80 ㎝の路盤厚となります。

次に、舗装厚ですが、12 ㎝の３層舗装で整備するものあります。

最後になりましたが、支出科目につきましては、令和３年度予算、７款　土木費、４項　都市建設費、３目　社会資本整備道路事業、14 節　工事請負費であります。

工事契約期間は、令和３年 12 月 24 日までを予定しております。

以上、簡単ではありますが、議案第２号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）

これより、質疑に入ります。（「質疑なし。」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。（「討論なし。」の声あり）

討論なしと認めます。

議案第２号について採決いたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第２号「西３号道路改良事業工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第６　議案第３号

議長（高橋昭典君）　日程第６　議案第３号「西９号道路改良事業工事請負契約について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま議題提案となりました、議案第３号　西９号道路改良工事請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。
令和３年８月 20 日、地方自治法施行令第 167 条及び、東川町財務規則第 133 条の規定に基づき、指名競争入札に付した西９号道路改良工事について、それぞれ下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
契約の目的は、議案第３号　西９号道路改良工事請負契約についてであります。
契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和３年８月 20 日、役場大会議室において午前 10 時 20 分から、高橋建設株式会社、タカハタ建設株式会社、花本建設株式会社、荒井建設株式会社、株式会社橋本川島コーポレーション、以上、５社による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回目の入札価格 120,200 千円に、消費税相当額 100 分の 10 を加算した価格 132,220 千円で、花本建設株式会社が落札いたしました。
落札率は 95.99％です。
従いまして、契約の金額は 132,220 千円で、契約の相手方は東川町南町１丁目 19 番１号　花本建設株式会社　代表取締役　花本金行であります。
次に、工事概要についてご説明申し上げます。
お手元の第６回臨時会資料の２頁から６頁を併せてご覧ください。
平面図上の赤い部分となる西９号基線側から北５線に向かう延長 2,777.18ｍです。
道路の構成としましては、資料２頁の下にあります土工定規図の通りで、車道幅員 5.5ｍに路肩両端で１ｍを合わせた 6.5ｍとなっております。
全区間車道拡幅に伴う路盤拡幅部分は凍上抑制層 35 ㎝、下層路盤 15 ㎝で 50 ㎝の路盤厚となります。
次に、舗装厚ですが、８㎝の２層舗装で整備するものあります。
最後になりましたが、支出科目につきましては、令和３年度予算、７款　土木費、２項　道路橋りょう費、２目　道路新設改良費、14 節　工事請負費であります。
工事契約期間は、令和４年２月 28 日までを予定しております。
以上、簡単ではありますが、議案第３号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。
４番、薦田敏次君。

４番（薦田敏次君）	路盤図の関係で、西９号が35㎝の15㎝ということなんですけども、３号道路のときでは60㎝のがあるんですけれども、地域的には同じなのですけども、凍結を考えてっていう話ですけれども、実質的には60㎝必要じゃないんじゃないかと思うんですか、その辺りお願いします。
議長（高橋昭典君）	都市建設課長、矢ノ目俊之君。
都市建設課長（矢ノ目俊之君）	ただいま説明させていただきました西９号道路につきましては、大変申し訳ございません。説明の方で合計の路盤厚が間違っておりまして、凍上抑制層 35 ㎝、下層路盤の 15 ㎝で 50 ㎝の路盤厚ということに西９号道路はなっております。申し訳ございません。
議長（高橋昭典君）	４番、薦田敏次君。
４番（薦田敏次君）	60 ㎝との差は。３号道路、たしか 60 ㎝って言っていましたよね。同じ地域でありながら。
議長（高橋昭典君）	都市建設課長、矢ノ目俊之君。
都市建設課長（矢ノ目俊之君）	西３号道路と西９号道路の比較ということだと思いますが、西３号道路は通学路と指定されておりますので、通学路に合わせて歩道もプラスして改良されているということで、西３号道路については路盤の下の下層からの改良になります。 西９号道路については、そのまま維持管理をする道路ということになりますので、現状の路盤厚を尊重して、拡幅される一部のところについては同じような施工ということになりますので、例えば第一地区とか地域性というよりも、学校の通学路だとか、そういった主要道路にしているかどうかになりますので、例えば西10号道路は同じように路盤厚は取られているということにもなりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。
議長（高橋昭典君）	４番、薦田敏次君。
４番（薦田敏次君）	今、路盤厚35ってなっているんですけども、施工部分は色で赤く塗られてるところが施工区分ということで考えるんですか。見る目では。そうすると、下の部分の白い部分、二層ぐらいあるんですけど、その部分も含むということですか。
議長（高橋昭典君）	都市建設課長、矢ノ目俊之君。
都市建設課長（矢ノ目俊之君）	路盤がそのまま正常な状態にある部分についてはそのままになります。そこはいじりません。あくまでも、路肩とかが多分足りなくなってくる状況になりますので、そういうところを補強するというところにな

りますが、今路盤厚のところも赤く塗られておりますが、ここは、現状の西９号道路でいきますと、両端が赤く塗られていて、下のところは白くなっていると思います。そこは改良はしないということなりますので、表面舗装と路肩部分を改良するということでの事業ということになりますので、よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　９号道路についてお伺いしますが、今薦田議員の質問にもありましたように、これでいきますと、表面におよそ、ちょっと見えないのであれですけども、表面だけをかけるということですね。道路部分は。これ以前の、全町の調査をやってもらったような気がするんですけども、順番にあちこちで改良工事やっているんですけど、表面だけ塗ってって言ったら変ですね。被せるような舗装がかなり多かったと。それで、下まで掘って、80なり掘って、改良したっていうのもかなりあるんですけども、この９号道路は大丈夫ですか。例えばボーリングをして、その下は確認したとかっていうことをやってます。ちょっとそれだけ。

議長（高橋昭典君）　副町長、平田章洋君。

副町長（平田章洋君）　今のご質問でございますけれども、オーバーレイというお話ありましたけれども、西３号、西９号ともオーバーレイではないんですよね。
ちょっと数字が細くて見づらいんですけれども、路盤層もいじるという形になっておりまして、最低でも、今申し上げました通り、西９号道路で350の150で50㎝の部分をやるという形なんですけど、その下にも路盤層がございますので、そこの部分については既存層を活かしてやるという形。
そして、西３号道路については、はじめから凍結深度60を入れているという形で、あくまでも両方とも路盤層をいじる形。オーバーレイではございませんので。そういった形でご理解いただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。（「質疑なし。」の声あり）
これをもって質疑を終結します。
これより、討論に入ります。（「討論なし。」の声あり）
討論なしと認めます。
議案第３号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第３号「西９号道路改良事業工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第７～８　議案第４～５号

議長（高橋昭典君）　議事の進め方についてお諮りします。
日程第７　議案第４号から日程第８　議案第５号までは、ＫＡＧＵの家工事請負契約についてであり、関連がありますので、これを一括議題

として、順次提案説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(「異議なし。」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、日程第７　議案第４号から日程第８　議案第５号までを一括議題とします。
順次、提案理由と議案の説明を求めます。
都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）

（登壇）
ただいま議題提案となりました、議案第４号　「ＫＡＧＵの家」ヴィレッジ１・２号棟建設工事請負契約について及び議案第５号　「ＫＡＧＵの家」ヴィレッジ３・４号棟建設工事請負契約について、関連がありますので一括して提案理由をご説明申し上げます。
議案第４号について　地方自治法施行令第 167 条及び、東川町財務規則第 133 条の規定に基づき、指名競争入札に付した「ＫＡＧＵの家」ヴィレッジ１・２号棟建設工事について、それぞれ下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
契約の目的は、議案第４号　「ＫＡＧＵの家」ヴィレッジ１・２号棟建設工事請負契約についてであります。
契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和３年８月 20 日、役場大会議室において午前 10 時 00 分から、荒井建設株式会社、橋本川島・高特定建設工事共同企業体、畠山・小岩特定建設工事共同企業体、吉宮・タカハタ特定建設工事共同企業体、新谷・廣野特定建設工事共同企業体、盛永・ベスト特定建設工事共同企業体、以上、１社、５特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回目の入札価格 168,600 千円に、消費税相当額 100 分の 10 を加算した価格 185,460 千円で、盛永・ベスト特定建設工事共同企業体が落札いたしました。
落札率は 97.5％です。
従いまして、契約の金額は 185,460 千円で、契約の相手方は旭川市４条通５丁目左 10 号　盛永・ベスト特定建設工事共同企業体　株式会社盛永組　取締役社長　盛永喜之であります。

続きまして、議案第５号について　地方自治法施行令第 167 条及び、東川町財務規則第 133 条の規定に基づき、指名競争入札に付した「ＫＡＧＵの家」ヴィレッジ３・４号棟建設工事建設工事について、それぞれ下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
契約の目的は、議案第５号　「ＫＡＧＵの家」ヴィレッジ３・４号棟建設工事請負契約についてであります。
契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和３年８月 20 日、役場大会議室において午前 10 時 05 分から、「ＫＡＧＵの家」ヴィレッジ１・２号棟建設工事と同様の１社、５特定工事共同企業体による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回目の入札価格 167,800 千円に、消費税相当額 100 分の 10 を加算した価格 184,580 千円で、畠山・小岩特定建設工事共同企業体が落札いたしました。

落札率は95.99％です。
従いまして、契約の金額は184,580千円で、契約の相手方は旭川市９条通12丁目　畠山・小岩特定建設工事共同企業体　畠山建設株式会社代表取締役社長　畠山好司であります。
次に、工事概要についてご説明申し上げます。
お手元の第６回臨時会資料７頁から16頁のうち、９頁と10頁を併せてご覧ください。資料７頁はイメージパース、８頁は敷地配置図、９頁以降は各棟の平面立面図であります。
本工事は、東町１丁目町有地に４棟の事務所を建設するものです。
１から４号棟まで、床面積や基本的な平面計画は同じであり、建物の配置状況により玄関の位置や屋根勾配の向きを変えた設計となっています。
１棟当たりの概要は、木造２階建て、１階床面積92.84㎡、２階床面積60.33㎡、延床面積153.17㎡です。
仕事をする空間となるワークゾーンのほか、日当たりのよい南側空間にはコミュニティゾーンを計画しています。１棟当たり12席の仕事スペースが設けられ、１階、２階ともに打合せスペースとなる大きな空間も計画されています。
空調は電気によるエアコンを主体に、補助暖房として薪ストーブが設置されます。
本工事の完了は、令和４年２月28日を予定しています。
最後になりましたが、支出科目につきましては、令和２年度繰越明許予算、２款　総務費、２項　企画費、８目　地方創生推進費、14節　工事請負費であります。
以上、簡単ではありますが、議案第４号及び議案第５号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。
３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　契約そのものには無関係なんですけども、８頁辺りの全体配置図のことなんですが、前に伺っていた４棟の配置と異なってきているのかなというふうに見受けたんですが、それはともかくとして、工芸創作館ですね。古い建物がございますが、これそもそも壊さないっていうふうに伺っていたように思ったんですけども、この配置図によると計画広場に被っているように見受けられるので取り壊すのかなと思うんですが、その辺りの経緯と経過と言うんですか、その辺りお伺いいたします。

議長（高橋昭典君）　産業振興課長、菊地伸君。

産業振興課長（菊地伸君）　ただいまのご質問について私の方からお答えをしたいと思います。
まず、配置につきましては、多少、横にずれたり、建物と建物の間を調整して、あとは隣接する者との調整をしたことによって配置については多少変わっております。
それと、工芸創作館と書いてますが、創作工芸館については、当初、残してリノベーションかけようかというお話もさせていただいていたと

思います。
　その後、詳しく専門家の目で調査をかけたりしたんですけども、やはり基礎も含めて残すことは難しいだろうという判断になりまして、今現在は、来年度中、外構の施工と併せて取り壊しを予定しているということであります。
　なお、外構の施工につきましては、工事期間の遅れ等により、今年予定していたものを多少来年度以降繰り越して実施するというような計画を今調整中であります。以上です。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
　１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　８頁の図面見ているんですけども、１棟当たり駐車場５台ぐらい確保されていると思うんですけども、これは１棟当たり利用者っていうのは５人ぐらいを想定して計画しているものなんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　産業振興課長、菊地伸君。

産業振興課長（菊地伸君）　１棟当たりの入居人員ということになりますけども、想定では約20名を想定した中の椅子の配置ということで規模的には予定をされているということであります。
　ただ、駐車場については、全員が車で来るということでなくてもいいという考え方、それと、敷地の取り方の問題から、各棟それぞれ５台分ずつ程度配置をしようということで計画を今詰めたということであります。

議長（高橋昭典君）　１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　溢れてしまった人っていうのは、近隣のせんとぴゅあであったり役場の駐車場を利用してもらうような感じで考えているんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　産業振興課長、菊地伸君。

産業振興課長（菊地伸君）　その通りでありまして、実際に運用してみてから調整ということにはなりますけれども、隣接する、道路を挟みますけども、せんとぴゅあの駐車場もある程度の台数分確保されているということもありますので、その辺の調整をしながら運用していきたいというふうに考えております。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
　５番、能登暢吉君。

５番（能登暢吉君）　建物なんですけど、46坪ぐらいということなんですけど、１棟にすると9,000万ちょっとになるんだろうと思いますし、消費税入れてですけども。坪数で割ると180万切れるのかな、それぐらいになると思うんだけど、

この価格について、一般的にかなり高価な価格だと思うんだけど、その価格がどういうような形でこの価格になっているのかっていうの、中身的なことがわかればちょっと教えていただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　ただいまの質問についてお答えさせていただきます。
今回のＫＡＧＵの家ヴィレッジについては、特別仕様ということが非常に多くなっております。例えば、構造的にはＫＡＧＵユニット構造ということで、建物の強度を持たせるのに中にボックスのＫＡＧＵ構造を入れてやるということの工事が行われていたりですとか、あと、外壁に町産材を使用する。それから、内装全て合板を使用するなどということで、木材を使用するという部分で、通常の仕様、例えばケビンとかを比較すると、大体700万ほど増額になるかと思います。１棟当たりですね。
その他に、窓の面積がかなり大きいということで、また、オーダーの特注のサッシを使用するということ。それから、全ての窓が風除室で二重構造になっておりますので２倍のコストがかかるというところで約600万ほどの増ということになっております。
その他、薪ストーブですとか、電気設備関係については地中埋設を行うですとか、床暖房、それから電気冷暖房の空調をつけるというようなところで通常よりは上がってくるということであります。
それらを差し引きますと、通常、ケビン等々建設しているのと大体坪当たりの単価というのは大きくは変わらないんですけども、そういったＫＡＧＵの家ヴィレッジであるということでの特別仕様という部分でコストが上がってるということでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　今能登議員が質問したのとちょっと似ているんですけど、実は私この間町が建てている建物、小学校も含めて、モンベルさんも含めて、いくつかやっていますけども、価格を調べているんですよね。
坪単価が大体、道単価できっと計算していると思うんですけど、大体130万から140万ぐらいなんですよ。
今回、これ計算すると200万近いんですよね。坪単価。
それで、今の課長さんの説明でおおよそわかったんですけれども、特別な仕様ということと、それから電気設備、それからガラス、暖房、こういったところがかなり多くなっているんだろうなと。要するに、割高になっているんだろうなというふうに、今説明あったんですけどね。
そうすると、ＫＡＧＵの家ということですから、この中に入る家具や備品や調度品、そういったものはこの中に入っているのかどうなのかね。
さっき家具で何か構造上強化するためにというお話がありましたけれど、そういったものはどういうような形になっているのかというのが一つと、それから、設計料というのはどのぐらいになってるのかと。それと、工期、完成と供用開始はいつ頃予定しているのか、３点質問したいと思います。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　ただいまご質問ありました坪単価の部分についてまずお答えさせていただきたいと思います。
平米でいきますと、吹き抜けを含まない形でいきますと46.24坪、153.17㎡となりますけども、吹き抜け構造がかなりあるものですから、吹き抜け構造も要は資材費がかかる訳ですね。床面積としては出てきませんけども、吹き抜けになるということでの施工の単価っていうのは上がってきます。それによって、吹き抜けも含めた平米で見ますと、185.68㎡あります。185.68㎡でいきますと、大体165万円ほどの坪単価になります。ということで、現状、今ケビンですとかそういったところでいくと大体110万円前後となりますので、その部分が増加になるということであります。
また、工期につきましては、来年の２月末を予定しておりまして、中に入れる家具についてはこの中に500万円分の家具は含まれておりますので、ＫＡＧＵユニットと先程説明させていただきましたが、それは家具として使うだけのものではありませんので、構造になりますので、一部収納だとかそういったこともありますけども、別に家具というのは含まれておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　産業振興課長、菊地伸君。

産業振興課長（菊地伸君）　実施設計のことについて、今年の適疎ワーキング事業の中から発注をしております。
今回の実施設計に当たりまして、施工管理もそうなんですが、隈事務所に依頼をしましたけども、地元の設計会社さんと共同して実施設計に当たっておりまして、それを含めて発注をかけているということであります。
それと、実際の工事、施工に当たっての建築管理についてもその実施設計と含めて発注をしているということでありまして、合計で2,700万、税込みということで実施をしているということであります。

議長（高橋昭典君）　工期について。
産業振興課長、菊地伸君。

産業振興課長（菊地伸君）　工期が今２月末ということで設定をしておりますけども、その後、家具、その他の準備をしまして、新年度明けの供用開始に向けて今準備を進めたいということであります

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　2,700万というのは４棟分で2,700万というふうに解釈してよろしいですか。
もう１点、500万の家具もこの中に含まれているというお話でしたけど

も、この家具は当然東川町産の家具というふうに考えていいのかどうなのか、それも含めて。

議長（高橋昭典君）　産業振興課長、菊地伸君。

産業振興課長（菊地伸君）　実施設計の2,700万については、実は３棟分の実施設計分であります。
　もう少し言うと、１棟分については既に以前に終えて拠点整備の交付金に活かすということで済んでいるんですが、４棟それぞれ、面積は同じですけども、それぞれ微調整があったり、そういうところがあって、全て調整分ということも含めて、３棟分についてプラス全体の調整についてもその中で発注をしているということでご理解ください。
　それと、家具については、当然の如く町内家具の事業者さんに調整をして発注して納品をいただくということで進めていきたいと思っています。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
　７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）　その関連ですけれど、家具500万っていうことですけど、それぞれに契約価格に入っているということで、何回もあるんですけれど、追加がないようにと思います。追加金額のないようにっていうことを思います。
　それで、反対はしませんけれど、このような坪単価の高い、今ウッドショックと言われている木をふんだんに、そして、日照とかそういうあれでガラスをふんだんに使い、そのようなことで、このような豪華な建物をつくらなくちゃいけないっていう何かありましたら教えてください。

議長（高橋昭典君）　産業振興課長、菊地伸君。

産業振興課長（菊地伸君）　まず、家具の部分でありますけども、建築工事の中に500万円相当分を入れているということでご説明をいたしましたが、その他に、それで全てということではなくて、今工事の中で発注する部分と、プラス分として実は別途適疎ワーキング事業の中で予定している部分もあります。
　今どれだけそこで発注をかけるかはこれから調整なんですけども、500万が全てというふうに今考えてはいないということでご理解をいただければと思います。
　考え方として、共用スペースに置くテーブル、その他の共用家具、そして、それぞれのワークスペースに置くような家具、それを含めて予定をしておりますので、当然無駄な発注をするということではなくて、町内事業者の優れた家具をどう活かすかということを含めて発注をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。
　それと、建設のグレードのことに関してですけども、当初、昨年からこの計画を組んだ段階からご説明の方はしてきていると思うんですけども、隈事務所との連携という中で、隈事務所の意匠、デザインを含めてお願いをしているという経過がございます。

先程の説明にもあったように、建築構造の方法だとか、その他のグレードアップ部分、通常の建物とは違うものを取り入れて、建築物として魅力のある施設ということで、隈氏の提案という中で、我々も建築サイド含めて高くするということではなくて、その中でどういうふうなことを表現するのかということを十分調整してきたつもりですけども、魅力ある施設としてまちづくりに活かすということも含めて検討してきた結果ということでご理解をいただければと思います。

議長（高橋昭典君）　７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）　また、１億8,000万、同じあれですけれど、１号棟、２号棟、盛永・ベスト共同企業体ですよね。そして、この入札日同じで、２番手にこの３号、４号棟が契約になったっていうことでよろしいんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　今回議案提案させていただいておりますのが、議決案件となるものですので、それぞれ入札を行っております。
まず、１、２号棟を先に入札を行いまして、その後、３、４号棟の入札ですので、これは別々の入札でありまして、２番手が３、４号棟を落札するというやり方はございませんので、ご理解いただければと思います。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　追加ですけども、この間、コロナの関係でウッドショックというお話が随分出ておりましたけれども、今回の見積もり、入札をするに当たって、木材の価格の上昇というのはどの程度あったのか。去年辺り建設してるものから見てどの程度価格の上昇等があったのか、わかれば情勢として教えていただきたい。
それから、全員協議会でもお話あると思うんですけども、共生サロンの方は大体平米単価50万ぐらいでたしか考えて見積りされていると思うんですけど、そこでも木材をきっと使うんだろうと思うんですけど、その辺との関係で、木材と価格の問題でちょっとご説明いただければと思いますけど。

議長（高橋昭典君）　副町長、平田章洋君。

副町長（平田章洋君）　ただいまのご質問でございますけれども、木材の単価の部分でございますけれども、今、市内のホーマックとか、そういったところでも実際には価格20％、30％のアップの状態であります。物によってはもうちょっと上がっているものもあるかもしれません。
木材のウッドショックっていうのがまさにこの９月、10月が業者の人にお聞きした段階ではピークの状態と言われている状況でございまし

て、今現在、このＫＡＧＵの家につきましては、町内の昭和木材さん含め木工業者さんに手配をかけている状況でございまして、その中で町内を優先して仕入れ先にしておりますので、その中で全力で資材の手配をしていただいている状態でございまして、価格的にはウッドショック前の価格から比べれば少なくとも３割近いアップは確実に出てくる予定ではありますけれども、そんな状況でございます。
　あと、共生エリアの部分ですが、こちらの部分については今後まだ仕様等で木材がどれぐらいっていうところもはっきりしておりませんけれども、基本的にはＲＣの形でやるような形になろうかと思いますが、こちらのＫＡＧＵの家と違いまして木材の使用頻度でいけばそんなに多くない状況でございます。
　ちなみにＫＡＧＵの家については、キトウシのケビンから比べても通常の木材量がＫＡＧＵの家については1.5倍の使用量になっているというところでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　２番、山家祥幸君。

２番（山家祥幸君）　工期に関しては２月末が完了予定ということなんですが、いつから始まるのかと、それから、ここにかなりの樹木が植栽されている訳なんですけども、それは移設なのか、それとも伐採なのか。
　それと、設計費に関しまして、３棟分に関しましては2,700万で適疎ワーキングの費用を充当する、それから１棟分に関しましては既に地方創生交付金を利用しているということなんで、この設計費は１棟当たりは単価は同じ設計料なんでございましょうか。それを聞かせください。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　私の方からまず工期と樹木の伐採についてお答えさせていただきます。
　まず、今回のＫＡＧＵの家ヴィレッジを建設するに当たって樹木の伐採はございません。
　また、工期については、本日議会で議決いただきましたら契約となりますので、その後、順次準備工入っていきますので、ただ、いつから現場工事がスタートするかっていうのはこれからの打ち合わせ次第ということになりますけども、契約は議決いただきましたら本日からということになります。以上です。

議長（高橋昭典君）　産業振興課長、菊地伸君。

産業振興課長（菊地伸君）　２番目のご質問の実施設計の１棟分の金額と今回の関係でありますけども、仰る通り、地方創生推進交付金の中から１棟分については既に実施をしておりますけども、その際、デザインミュージアムの構想提案、それとＫＡＧＵの家ヴィレッジ全体の構想、基本計画というところと含めて発注をしているということでありますので、単価については、１棟

当たりで割ると４分の１の価格ということではなく、最初の価格には基本構想だとか基本計画分について含めてお支払いをさせていただいているということで、この辺についてはたしか以前多少情報提供させていただいているところであると思います。

議長（高橋昭典君）　７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）　暖房のことなんですが、ここに薪ストーブあったり、あと、ちょっと聞き漏らしたんですが、何を使われるって言ってましたか。それと、吹き抜けであったりして、我が家も吹き抜けで結構木材使っているんですけど、寒いっていうのが一つあります。そういったこと、暖房をどのように考えているかということをお聞きします。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　暖房に関してですが、先程コストの部分でもご説明をさせていただいたんですけども、床暖房と空調のエアコン暖房を要は下からと上からということで暖房するということと、補助暖房で薪ストーブということになっております。

また、冷暖のエアコン暖房ですので、それについては、１棟当たり５台設置ということになっておりますので、吹き抜けがあると一般的には下の階が寒い、上が暑いというようなこともありますけども、そういったことがなるべく起こらないようにということで、床暖房と空調暖房ということで考えております。以上でございます。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　今大分コストの面でお話があったものですから、ちょっと私も先程の、しつこいようで申し訳ないですが、駐車場のことでお聞きしたいんですけども、敷地外の駐車場も利用することを想定していると。必ずしも駐車場が建物の隣になくてもいいのかなというところで考えているんですけども、今後、冬場、除雪等あるかと思います。町内の機材、人員も限られていて、また、除雪をされている方がコロナ感染したとか、なかなか不明確な場面も出てくるかと思うんですけども、私は言いたいのは、例えば工事費のことであったり、今後の冬場の維持管理、例えば、１年を通してもそうなんだと思うんですけども、駐車場を１カ所にまとめられないものなのだろうかと。その方が色んな、コストの面もそうですし、除雪の効率性もそうですし。やはり、私たち、去年大雪だったということもあってなかなか生活道路の除雪がやや、他の市町村に比べたら本当に東川町って除雪は素晴らしいなと思うんですけども、ややちょっと遅れてしまった、色んな理由があったと思うんですけども、なので、こういった部分でも、今後、やはり生活道路の除雪を優先したいなと。公共施設の除雪も大事だと思うんですけども。そういったところでちょっと何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

議長（高橋昭典君）　産業振興課長、菊地伸君。

産業振興課長（菊地伸君）　今のご質問でありますけども、ＫＡＧＵの家ヴィレッジの８頁にある平面図にお示しの通り、１棟毎に約５台ずつ配置をしているということで、この辺も色んな考え方が実は検討段階でありました。１カ所にまとめるべきか、それともこういうふうに分けるべきか、台数はどうするのかというところで、隈研吾氏にデザイン的な考え方とか使い方も含めてある程度の考え方をいただくことでお願いして検討してきたんですが、その中で、このエリアを、やはり緑もあって、それぞれの建物が生きて見えて、敷地全体、そこのエリア全体が生きるというような配置をするということでいくと、こういう配置がいいだろうということで、一部、町の方も、除雪をするための幅員だとか幅、それと入り口の取り方、相当調整はさせていただいたんですが、結果的にこのような配置にさせていただいたということであります。
　その他あれば都市建設課長の方からお答えいたします。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　ただいま菊地課長の方からご説明させていただきましたけども、除雪も配慮した形での駐車場設計になっておりまして、雪を空間地に押せるように、排雪がなるべく少ないようにということでの設計になっておりまして、１号棟、３号棟につきましては社協裏ですので、そこから１号棟、３号棟の間に雪を押すというようなことで通常除雪は可能というふうに考えておりまして、２号棟についてはそのまま真っすぐ３号棟に向かっての除雪。それから、４号棟については、東町会館から、実際に東町会館も駐車スペースで除雪しておりますので、その一環で除雪するということで考えておりますので、大きな手間が増える問題ではないかと思います。
　また、皆様にもご協力いただいて町内の除雪を行っておりますけども、除雪延長っていうのが東川町内だけで180㎞あります。ですので、大量に降ったときにはやはり遅れてくるということもありますけども、１番の遅延の問題は、道路に雪を出すということが１番問題になっていますので、こういったところも、建設に当たっては除雪のことも考慮してやっておりますが、今後については除雪が遅延のないように町民の方にも除雪のあり方、マナー、エチケットといったものも普及させていくように都市建設課としても発信していきたいなと思っておりますので、議会の皆様のご協力とご理解もいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
　10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）　３、４号棟、それから１、２号棟それぞれの工事の順番はもう既に決まっていらっしゃいますでしょうか。
　あと、工事車両とかの出入り口の設定みたいなものが決まっていらっしゃいますでしょうか。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　工事の順番っていうのは、１、２号棟、３、４号棟がそれぞれの施工業者になっていますので、それぞれ２棟ずつ進んでいくということになります。
　勿論、基礎は基礎だけで進める、それから建て始めるということになりますので、そういった順番になりますが、今現状まだ契約に至っておりませんので、工事車両がどこから入るかとかっていうのは契約の後の話になりますので、一応今の段階では北２条道路ですね。目の前の２号棟の前の辺りを活用するというような案として都市建設課としては考えておりますが、一部、社協裏というのも建物がありますので入ってくるということもあります。以上でございます。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
　３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　工事費、設計費、備品等を含めますと、１棟当たりおよそ１億円ぐらいの高額な建物というふうになってくると思うので、町民さんからしてもすごい高額だなというふうな印象を受けられると思うんですね。
　それで、この４棟の使い道ということでお伺いしたいんですけども、うち１棟は町民さんが使えるようなということも聞いてはいたんですけども、残り３棟のうち１棟は隈研吾事務所さんが入ると。残り２棟は公募するということで聞いてはいたんですが、その辺りのどういうふうに使っていくのかということと、賃借料というんでしょうかね。どれぐらいの設定で、それが１億円に見合うものなのかどうなのか。その辺のことも今後町民からも関心を寄せられるんじゃないかなと思いますので、伺います。

議長（高橋昭典君）　産業振興課長、菊地伸君。

産業振興課長（菊地伸君）　１棟当たり全ての経費を含めると１億円ということで、拠点整備の申請段階からご説明してきていると思うんですが、かなり高額というのは間違いない事実でございます。
　今、利用の形態としては、４棟をそれぞれ企業さんに入っていただくということで考えていて、町民の利用の部分については検討中なんですが、どのような形になるか、企業の使用の仕方と併せて検討を今しているところであります。
　隈事務所も１棟丸々と言って説明をしていたと思うんですが、隈事務所としては５人という今話がありまして、５人であれば他の企業さんと共用してもいいですねというお話もいただいております。
　その中で、公募する部分と公募せずに隈氏と連携をしながらどういう企業を東川町の方に呼び込むのかというところについては検討していかなきゃならないところがありますし、場合によっては希望に沿うような形で使っていただくような決定もしていきたいなと思いますが、ある程度基準を作って、公募をどういう形を取るかということを含めて調整を

させていただければと思っています。
　既に数社、このサテライトオフィスの関心を寄せて、隈氏からの紹介であったり、その他、他の情報から問い合わせの方をいただいていますので、今、整理をしながらその辺進めていきたいなと思っております。
　それと、家賃についてでありますけども、総額で金額かかっている訳ですが、国の補助金と補正予算債を使っておりますので、まず、基準となる総額での家賃を算定して、それから実質町が負担となる実負担分の家賃を算定してどういうふうに調整をするのかということも含めて検討しているんですが、今考え方としては、丸々１棟で１億円なりで計算すると70万を超える１棟分の月額家賃、算定上なるんですけども、そこから特別交付税を活用した移住定住、または企業連携の財源も取ることも活用しながら、それをどう算定をして企業の負担を設定するかというところを今検討しておりますので、そこで大体いくらになるかというと、１棟当たり2、30万の金額で調整をさせていただきたいなと。
　例えばそれを３社または４社で共有する場合については、またそれを基本に１社当たりの負担を調整するということになると想定しています。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。(「質疑なし。」の声あり)
　これをもって質疑を終結します。
　これより、討論に入ります。(「討論なし。」の声あり)
　討論なしと認めます。
　最初に議案第４号について採決いたします。
　本案は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。(「異議なし。」の声あり)
　異議なしと認めます。
　よって、議案第４号「ＫＡＧＵの家１・２号棟　工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

　次に議案第５号について採決いたします。
　本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし。」の声あり)
　異議なしと認めます。
　よって、議案第５号「ＫＡＧＵの家３・４号棟　工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第９　報告第１号

議長（高橋昭典君）　日程第９　報告第１号「専決処分の報告について」を議題とします。
　提出者より報告を求めます。
　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
　報告第１号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。
　地方自治法第 180 条第１項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりご報告します。
　報告事項は３件。１件目は、キャンモアスキービレッジクワッドリフト大規模改修工事における契約金額の変更について、２件目は、西 10 号

道路改良工事における契約金額の変更について、３件目は、東川第三小学校校舎長寿命化改良工事における契約金額の変更についてであります。
議会の議決を得た工事請負契約については、議会の議決を得た契約金額の 10 分の１を超えない範囲で 5,000 千円以下の変更については、町長の専決処分事項となってございます。
それでは専決処分書によりご説明申し上げます。
専決処分書（１）
地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、平成 24 年９月 18 日議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。
令和３年５月 10 日議会の議決を経た工事請負契約について、次のとおり契約金額を変更する。
１．工事名　キャンモアスキービレッジクワッドリフト大規模改修工事
２．変更内容　契約金額「72,600,000 円」を「77,594,000 円」に改める
当初契約金額より 4,994,000 円増額となるものであり、７月 27 日に専決処分をさせていただきました。
それでは、変更となった主な工事内容についてご説明申し上げます。
第６回臨時会資料の 17 頁から 19 頁のうち 17 頁をご覧ください。
図面上に緑色に表示をした部分が追加箇所となってございます。
現工事の一部である押送タイヤ修繕工事を行う際に、山頂駅舎側の減速押送装置内部の軸に不具合が発見されたため、追加工事で交換することになりました。
今回の不具合個所は改修時に押送装置を分解した際に判明したもので、当初設計時には判断できない箇所でありました。
以上が増額となった工事内容でございます。
なお、工事契約期間については、現契約完了予定である 12 月 20 日までに完了することから、工期延長はありません。

続きまして、２件目でございます。
専決処分書（２）
地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、平成 24 年９月 18 日議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。
令和３年５月 10 日議会の議決を経た工事請負契約について、次のとおり契約金額を変更する。
１．工事名　西 10 号道路改良工事
２．変更内容　契約金額「64,460,000 円」を「67,037,000 円」に改める
当初契約金額より 2,577,000 円増額となるものであり、７月 20 日に専決処分をさせていただきました。
それでは、変更となった主な工事内容についてご説明申し上げます。
第６回臨時会資料の 20 頁から 22 頁のうち 20 頁をご覧ください。
図面上に赤枠による旗揚げ表示をした部分が変更箇所となってございます。
既設縦断排水管の取り壊しを行ったところ、当初設計時には確認でき

なかった基礎コンクリートが確認され、撤去が必要なことから、コンクリート構造物取壊しを増工させていただきます。
　また、西10号道路改良事業は、令和２年度補正予算、社会資本整備道路事業を繰越して事業を行っており、事業執行においては、配当された国費を有効に活用出来るように指導をいただいているところです。本工事の入札執行に伴い入札差金が生じていることから、工事区間を拡大変更させていただきます。
　当初工事区間は延長282.59m、変更工事区間は301.00mということで18.41mを増工いたします。
　以上、２点が増額となった工事内容でございます。

　続きまして、３件目でございます。
　専決処分書（３）
　地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成24年9月18日議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。
　令和３年６月17日議会の議決を経た工事請負契約について、次のとおり契約金額を変更する。
　１．工事名　東川第三小学校校舎長寿命化改良工事
　２．変更内容　契約金額「242,000,000円」を「246,543,000円」に改める
　当初契約金額より4,543,000円増額となるものであり、7月26日に専決処分をさせていただきました。
　それでは、変更となった主な工事内容についてご説明申し上げます。
　第６回臨時会資料の23頁から25頁をご覧ください。
　図面上に赤枠による旗揚げ表示をした部分が変更箇所となってございます。
　減額項目と増額項目がございます。
　減額項目につきましては、校舎棟床長尺シート施工方法の見直しによる減額、校舎棟内壁改修範囲の見直しによる減額、給水ポンプユニット機器の取替えのとりやめによる減額。
　増額項目については、玄関やポーチ、軒天材の取替え工事の追加、体育館天井の塗装改修工事の追加、校長室、多目的室に計２台のエアコン設置の追加、キュービクル改修に伴うＰＣＢ成分の調査費、保管箱製作の追加、以上が変更の内容となります。
　なお、工事契約期間については、当初の予定通り令和４年１月31日完了としています。
　以上、簡単ではございますが、報告第１号　専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

議長（高橋昭典君）　本件は地方自治法第180条第１項の規定により、議会の議決を得て、町長の専決について委任した範囲の事案です。
　報告案件ですが、質疑があれば答弁いただくこととして、発言を許します。
　質疑ありませんか。
　２番、山家祥幸君。

２番（山家　ただいまクワットリフトの改修工事の追加費用の件でございますけど

祥幸君）	も、押送タイヤのレールの分解で、分解しないと出ないという工事だったんですけども、一つには、キャンモアスキー場の営業日というのがもう設定されておりますし、それに伴いまして、工期の方のこういう追加工事が出ることによって遅れることによって営業に支障がないように、それから、重機が入ることによってコースの荒れが大変多くなってくると思いますので、都市建設課の方としては、是非工期の遅れがないようにと、それから、緑化に関しての業者さんに対しての十分配慮を指示するような形のことでお願いできればと思います。
議長（高橋昭典君）	都市建設課長、矢ノ目俊之君。
都市建設課長（矢ノ目俊之君）	ただいまの質問についてご説明させていただきます。 先程の報告でもご報告させていただきましたけども、工事期間については工期延長ございません。 それから、工事で復旧が必要なものがございましたら工事の中で復旧していただくというのは勿論のことですので、その部分は担当と工事事業者についても再度説明をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長（高橋昭典君）	他に質疑ありませんか。（「質疑なし。」の声あり） これをもって質疑を終結します。 本件は報告済みとします。

○閉　　会

議長（高橋昭典君）	これで、本日の議事日程は全部終了しました。 以上をもって、令和３年東川町議会第６回臨時会を閉会します。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　飯塚　達央

会議録署名議員　　薦田　敏次